

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けた本市の取り組みについて

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

1. 法の位置づけ

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、法)は、国連の障害者権利条約の締結に伴う国内法の整備の一環として、障害者基本法第4条(基本原則：差別の禁止)を具体化するために整備。平成28年4月1日施行。

2. 法の骨子

. 差別を解消するための措置

- (1) 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を規定

| | 不当な差別的取扱いの禁止 1 | 合理的配慮の提供 2 |
|-----------|----------------|------------|
| 国・地方公共団体等 | 法的義務 | 法的義務 |
| 事業者 | 法的義務 | 努力義務 |

(1) 障がい者を理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること

(2) 障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

- (2) 具体的な対応

政府 差別の解消の推進に関する基本方針を策定(H27.2.24閣議決定)
 国・地方公共団体等 当該機関における取組に関する対応要領を策定(地方の策定は努力義務)
 主務大臣(国省庁) 事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定

. 差別を解消するための支援措置

- (1) 相談・紛争解決の体制整備
- (2) 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- (3) 普及・啓発活動の実施
- (4) 情報の収集、整理及び提供

3. 本市の取り組み(概要)

. 差別を解消するための措置

- (1) 「**大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領**」の策定
 (平成27年度末までに市長名で各所属へ通知予定)

< 対応要領の構成 >

| 本文 | 留意事項(別紙) |
|------------------|---------------------|
| 前文 | |
| 第1条 目的 | 第1 不当な差別的取扱いの基本的考え方 |
| 第2条 不当な差別的取扱いの禁止 | 第2 正当な理由の判断の視点 |
| 第3条 合理的配慮の提供 | 第3 不当な差別的取扱いの具体例 |
| 第4条 監督者の責務 | 第4 合理的配慮の基本的な考え方 |
| 第5条 相談体制の整備 | 第5 過重な負担の基本的な考え方 |
| 第6条 研修・啓発 | 第6 合理的配慮の具体例 |

< 対応要領の位置づけ >

- ・ **服務規律の一環**として策定（国基本方針（H27.2.24 閣議決定）に基づく）
但し、処分等の根拠は地方公務員法第 29 条第 1 項とする。
- ・ 任命権者が市長とは異なる所属（教育委員会、交通局、水道局）は別途策定

< 対応要領のポイント >

- ・ 全庁的に実践することを明確化
- ・ 各省庁版に比して具体例を充実して記載
- ・ 原則として **各所属の広聴担当課を窓口とする**（職員による差別的取扱い等に関するもの）

< 検討経過（平成 27 年 8 月～） >

- ・ 庁内に「推進チーム」を設置して検討
（人事室・区役所・市民局・健康局・教育委員会事務局・福祉局で構成）
- ・ 学識や障がい者団体、各所属から対応要領（案）について意見聴取

・ 差別を解消するための支援措置

（ 1 ） 相談・紛争解決の体制整備

- ・ **既存の身近な窓口**を相談窓口として明確化（国の基本方針に基づく）
（身近な窓口：各区障がい者相談支援センター、地域活動センター生活支援型、区役所、人権啓発・相談センター）
- ・ 相談者の主訴を把握し、建設的対話による相互理解を目指す
- ・ **既存の身近な窓口をバックアップ**する支援員を障がい者基幹相談支援センターに配置予定
（平成 28 年度～）
- ・ 市レベルでは解決困難な場合は、**府が設置する広域相談支援員**へ支援を要請

（ 2 ） 障害者差別解消支援地域協議会の設置（平成 28 年度～）

- ・ ネットワークづくりや事案解決の後押しの場合として相談支援機関や学識等の構成で設置予定

（ 3 ） 普及・啓発活動の実施（順次）

- ・ ホームページ、啓発物の作成・配付等を予定

（ 4 ） 情報の収集、整理及び提供

- ・ 手引き等を作成予定（平成 27 年度中）
- ・ 職員研修の機会を捉えた情報提供も予定（平成 28 年度～）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p> | <p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> | <p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> | <p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> |
|---|---|--|--|

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

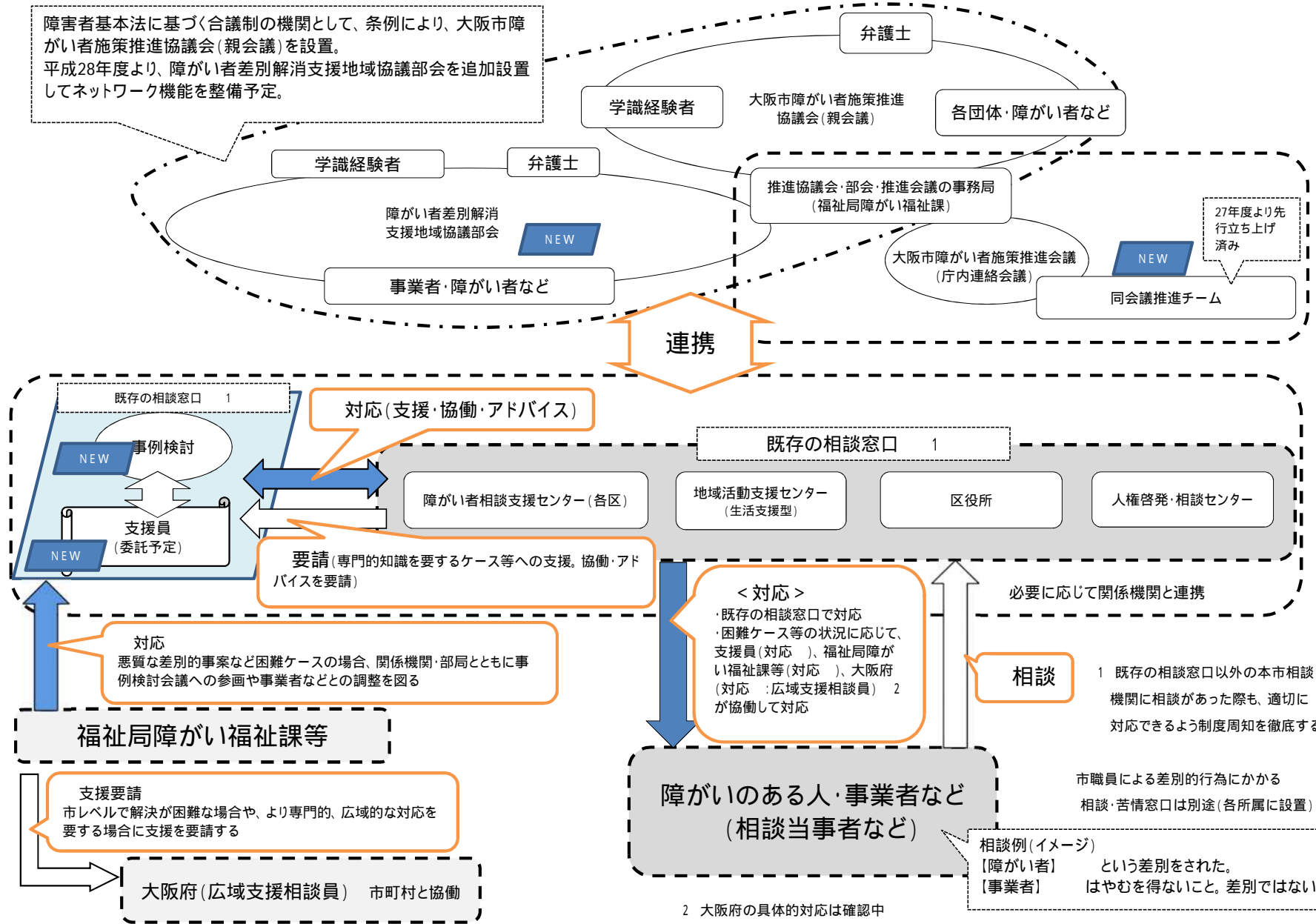
- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

本市における障がい者差別解消のための推進体制イメージ図(案)

障害者基本法に基づく合議制の機関として、条例により、大阪市障がい者施策推進協議会(親会議)を設置。
平成28年度より、障がい者差別解消支援地域協議部会を追加設置してネットワーク機能を整備予定。



条例による相談、紛争の防止・解決の体制整備のイメージ図

法第 8 条に規定する相談事案に対応するもの。条例では、広域支援相談員・大阪府障害者差別解消協議会、実効性の確保のための措置を規定。

相談(話し合い・建設的対話)による解決

実効性の確保
のための措置

相 談 者 (事 案 の 当 事 者)

障がい者等 (障がい者、家族、支援者)

事業者

事業者からの相談にも対応。但し、あっせんの申し立ては障がい者等からのみで、不当な差別的取扱いに係る事案に限る。

1 相談

2 助言、調整

3 知事へあっせんの
申し立て

地域の実情に応じて、市町村で体制整備

【第 1 段階】

身近な地域の相談で事案解決

市 町 村
(身近な地域の相談窓口)

その他既存の
相談窓口・機関・事業
(人権相談等)

各種業界団体等の
相談窓口・機関



(1) 支援要請

(2-1) 助言

(2-2) 意見聴
取、調査、調整

【第 2 段階】

大阪府の役割 - -

身近な地域の相談で解決が困難な場合
・身近な地域での解決を支援
・より専門的、広域的な事案に対応
(助言、意見聴取、調査、調整)

大阪府 (広域支援相談員)
府に専門性を有する人材を配置

庁内関係部局

(広域的な) 各種業界団体等
の相談窓口・機関・事業



(知事の求めに
応じ、助言)

4 調査、あっ
せん案の提示

【第 3 段階】

大阪府の役割 - -

広域支援相談員による調整でも
解決しない場合
・不当な差別的取扱いについ
て、調査、あっせん案の提示

(知事の附属機関)

大阪府障害者差別解消協議会
学識、障がい者、事業者等で構成の合議体

知事による
事実の
公表

・正当な理
由なく、勸
告に従わ
ない場合

知事による
勧告

・正当な理由
なく、あっ
せん案の受諾を
拒絶した場合
等

府と市町村の役割分担の下、府は条例で体制を整備
基本的に身近な地域で解決を図る
市町村は、地域の実情に応じ、体制整備
府は、困難事案について、地域での解決を支援
府は、合議体を設置し、あっせんを行う
知事による事業者への勧告・公表を実施